



秋田県公報

目 次

公安委員会規則
 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（六・交通企画課）…………… 1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第6号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年9月17日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道7号の項中「秋田市茨島二丁目5番1地先」を「秋田市川尻町字大川反233番129地先」に改め、同表一般国道13号の項中「秋田市茨島2丁目5番1地先」を「秋田市川尻町字大川反233番7地先」に改める。

附 則

この規則は、平成16年9月21日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄